資料　１－３

（別紙）

「カルバリル」の食品安全基本法第２４条第２項に基づく食品健康影響評価について

１．経緯

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和２８年法律第３５号）第３条第１項の規定に基づく、飼料中の農薬の残留基準（いわゆる暫定基準）の設定は、食品安全基本法（平成１５年法律第４８号）第１１条第１項第３号に該当することから、暫定基準を設定した農薬の食品健康影響評価を、本施策の施行後相当の期間内に食品安全委員会に依頼することとされている。

今般、評価に必要な資料が整ったことから、食品安全基本法第２４条第２項の規定に基づく食品健康影響評価を依頼するものである。

２．評価依頼物質の概要

本剤はカーバメート系殺虫剤であり、ポジティブリスト制度の導入に際して、家畜への給与量が多い飼料原料である穀類（えん麦、大麦、小麦、とうもろこし、マイロ及びライ麦）及び牧草を対象に残留基準を設定した。

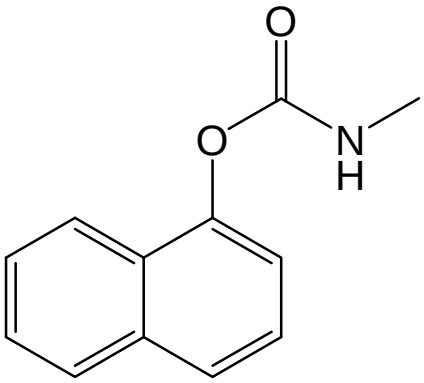

３．今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価の結果を受けた後に、飼料中の残留基準の検討を行うこととし、その際には、当該基準及び畜産物中の残留基準が人の健康に悪影響を及ぼさないものであり、飼料給与が困難とならないよう厚生労働省と調整を図ることとしている。

提出資料の一覧

牛及び鶏に関する試験

・２００２年 JMPR 評価書